

改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

事項		現行	制度案
1	第三者販売	実績の届出	・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。 ・卸売業者は、特別な事情があり知事の許可を受けて仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に届出をしなければならない。
		せり・入札の規制	・卸売業者は、せり売又は入札により卸売を行う場合、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。
2	商物分離	実績報告等	・卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしてはならない。
3	直荷引き	実績の届出	・仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れて販売してはならない。 ・仲卸業者は、知事の許可を受けて市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れて販売したときは、知事に届出しなければならない。
4	売買取引の結果等の知事への報告等	予定数量・実績の報告	・卸売業者は、以下の事項について知事に報告しなければならない。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地(日ごと) ②主要な品目の卸売の数量・主要な産地・卸売価格(日ごと) ③品目ごとの数量・卸売金額(月ごと) ④奨励金の交付先、交付額
5	卸売の記録の提出	販売原票の作成・提出	・卸売業者は、取扱品目の販売をしたときは、当該物品の品名、等級、数量及び価格等を記載した販売原票を作成しなければならない。 ・卸売業者は、売買取引終了後、販売原票の写しを提出しなければならない。
6	有害な生鮮食料品等の売買禁止	売買の禁止等	・市場において、衛生上有害な生鮮食料品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・知事は、衛生上有害な生鮮食料品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。
7	売買取引の制限	談合その他不正な行為	・知事は、せり売又は入札の場合において、不正な行為があると認められるとき又は不当な価格が生じたとき若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。
8	決済の確保	受託契約約款の承認	・卸売業者は、販売委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。
		残高試算表の提出	卸売業者は、残高試算表を知事に提出しなければならない(毎月)。
9	せり人の登録	知事の登録	・卸売業者は、せり売で卸売をする業務に従事させるせり人について、知事の登録を受けなければならない。
10	仲卸業者の事業報告書の提出	事業報告書の作成等	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度終了後90日以内に知事に提出しなければならない。

事項		現行	制度案	
11	休開場日	開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる日(以下「休場日」という。)を除き、毎日開場する。 <ul style="list-style-type: none"> ①日曜日(1月5日又は12月27日から12月30日までの日曜日を除く。) ②祝日 ③12月31日から翌年の1月4日までの日(①②に掲げる日を除く。) 知事は、特に必要があると認めるときは、休場日に臨時開場することができる。 	現行と同じ。
		市場休場日	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、特に必要があると認めるときは、休場日以外の日に臨時に開場しないことができる。 	
12	品質管理	品質管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者、仲卸業者は、それぞれの業務に係る施設ごとに、生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めて知事に届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の温度管理に関する事項 ②高温化での生鮮食料品等の管理に関すること ③施設の清潔保持に関すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者、仲卸業者その他の市場において生鮮食料品等の取引を行う者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適正に管理しなければならない。
13	売買取引の方法	せり物品・割合	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、生鮮食料品等の区分に応じ、次に掲げる売買取引の方法により卸売を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1号物品:全量せり又は入札 2号物品:一定割合をせり又は入札 3号物品:せり若しくは入札又は相対 知事は、各号の物品、2号物品のせり割合を定め、又は変更するときは市場運営取引業務協議会の意見を聴かなければならない。 	現行と同じ。
14	相対取引の承認申請	知事の承認	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、入荷遅延、せり残品、卸売の相手方が少数等の場合で、せり物品を相対取引とする場合は、知事の承認を受けなければならない。 	現行と同じ。
15	卸売業者の業務の規制	知事の承認	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、開設区域^{※1}において小売等を行う場合は、知事の承認を得なければならない。 <p><small>※1 開設区域…茨木市、大阪市(東淀川区、旭区、城東区、淀川区及び鶴見区に限る。)、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、三島郡島本町、豊能郡豊能町</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同じ。(ただし、「開設区域」は「主たる供給区域^{※2}」とする) <p><small>※2 主たる供給区域…生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の円滑化を図る必要があるとして知事が定める区域をいう。区域は、現行の開設区域の市町と同じ。</small></p>
16	仲卸業者の業務の規制	知事の承認	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者は開設区域において小売等を行う場合は、知事の承認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同じ。(ただし、「開設区域」は「主たる供給区域[※]」とする)
17	卸売業者の諸支出金の制限	知事の承認	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は出荷奨励金や完納奨励金を交付しようとするときは知事の承認を受けなければならない。 	現行と同じ。
18	卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止	自己買受の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けてはならない 	現行と同じ。

事項		現行	制度案
19	卸売業者の許可 許可の基準等	(農林水産大臣の許可)	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売の業務を行おうとする者は、部類ごとに知事の認定を受けなければならない。 ・以下の事項に該当する場合は認定しない。 <ol style="list-style-type: none"> ①法人でないとき ②卸売市場法による罰金刑から3年以内であるとき ③認定取消から3年以内であるとき ④暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ⑤役員に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等が含まれるとき ⑥適確に卸売の業務を遂行できる知識及び経験を有する者でないとき ⑦純資産額が基準額を下回るとき ⑧卸売業者の数が知事が定める最高限度を超えるとき ⑨卸売の業務の適切な事業計画を定めていないとき、事業計画の遂行が確実でない認められるとき、又は市場内に主たる事業所を設置する予定がないときその他知事が不適當であると認めるとき
20	仲卸業者の許可 許可の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸しの業務を行おうとする者は、部類ごとに知事の許可を受けなければならない。 ・以下に該当する場合は許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき ②禁錮以上の刑に処せられたとき又は卸売市場法による罰金刑から3年以内であるとき ③許可取消から3年以内であるとき ④暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ⑤適確に仲卸しの業務を遂行できる知識、経験、資力信用がないと認められるとき ⑥卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき ⑦法人の役員が①～③及び⑥のいずれかに該当するとき ⑧仲卸業者の数が知事が定める最高限度を超えるとき 	<p>現行と同じ。 (ただし、「許可」は「認定」とする)</p>
21	売買参加者の承認 許可の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者になろうとする者は、知事の承認を受けなければならない。 ・承認は市場及び取扱品目ごとに行う。 ・以下の基準に該当する場合は承認をしない。 <ol style="list-style-type: none"> ①破産開始手続開始前の決定を受けて復権を得ないとき ②卸売業者又は仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき ③承認取消してから1年以内であるとき ④暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ⑤卸売の相手方として必要な知識、経験、資力信用がないと認められるとき又は売買取引の適正かつ健全な運営に支障があると認められるとき ⑥法人の役員が①～③のいずれかに該当するとき 	<p>現行と同じ。</p>

事項		現行	制度案
22	卸売開始時刻及び卸売終了時刻	・青果部は、午前三時から午後二時までとする。 ・水産物部は、午前二時から午後二時までとする。	現行と同じ。
23	卸売業者及び仲卸業者の保証金の預託	保証金を預託した後でなければ、卸売又は仲卸しの業務を開始してはならない。	現行と同じ。
24	卸売業者及び仲卸業者の保証金の追加預託	・保証金に不足を生じたときは、保証金の追加預託を完了しなければ、卸売又は仲卸しの業務を行うことができない。	現行と同じ。
25	販売前における受託物品の検収	・卸売業者等は、受託物品の受領時に確実に検収し、当該物品に異状を認めるときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記し、その状況を委託者に報告しなければならない。	現行と同じ。
26	卸売をした相手方の明示及び生鮮食料品等の引取り	・卸売業者は、市場内で卸売をした生鮮食料品等を買受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置し、仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買受けた生鮮食料品等を速やかに引き取らなければならない。	現行と同じ。
27	せり人の禁止行為	せり人は、せり参加者と気脈を通じて不当な処置その他せり人として職務に公正を欠く行為又は公益を害する行為をしてはならない。	現行と同じ。
28	委託手数料の料率の届出等	・卸売業者は、委託手数料の料率を定めようとするときは、知事に届け出なければならない。 ・当該届出の受理日から一年間は、委託手数料の料率を変更してはならない。	現行と同じ。
29	委託手数料の収受	・委託手数料の料率の届出等をした卸売業者は、その受理日の翌事業年度の七月一日以降でなければ、その届出に係る料率の委託手数料を収受してはならない。	現行と同じ。
30	卸売代金の変更の禁止	卸売業者は、卸売代金を変更してはならない。 ・ただし、知事が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。	現行と同じ。
31	市場への出入り等に対する指示	・市場への出入り、市場施設の利用又は物品の搬入、搬出若しくは場内における運搬については、知事の指示に従わなければならない。	現行と同じ。
32	秩序の保持等	・市場へ入場する者(以下「入場者」という。)は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。	現行と同じ。
33	環境の保持	・入場者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。	現行と同じ。
34	無許可営業の禁止	・卸売業者又は仲卸業者がそれぞれの認定を受けた業務を行う場合等を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。	現行と同じ。
35	卸売業者等が使用する帳簿	・卸売業者又は仲卸業者は、市場における卸売の業務に関し使用する帳簿の種類及び様式を定め、これらを知事に届け出なければならない。	現行と同じ。
36	仲卸業者章等の交付	・仲卸業者、副仲卸業者章及び売買参加者章の交付を受けた者は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、当該仲卸業者章等を着用しなければならない。	現行と同じ。
37	価格の表示	・卸売業者が行う卸売に係る価格は、金額で明確に表示しなければならない。	現行と同じ。
38	卸売の単位	・卸売業者が行う卸売に係る単位は、重量で表示する。ただし、重量によることが困難な場合は、個数等で表示することができる。	現行と同じ。
39	上場単位	・卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をしようとするときは、上場単位を定めなければならない。	現行と同じ。

事項		現行	制度案
40	上場順位	・卸売業者が、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合の上場順位は、受託物品と買付物品については受託物品を先に、受託物品については当該受託物品の市場における卸売業者への到着の順とする。	現行と同じ。
41	現品又は見本による卸売	・規格等が一定している生鮮食料品等の卸売をする場合などを除き、現品又は見本によってこれを行わなければならない。 ・卸売の開始前に品目、産地、数量等を表示し、仲卸業者等が下見できるように生鮮食料品等を卸売場に配列しなければならない。	現行と同じ。
42	当日の卸売	・卸売業者は、上場することができる時刻までに受領した受託物品をその当日に卸売しなければならない。	現行と同じ。
43	せり売の方法による卸売	・品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、上場単位ごとに行わなければならない。 ・せり人は、せり参加者の申込価格を確認し、その最高価格の申込者をせり落とし人とする。	現行と同じ。
44	入札の方法による卸売	・品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、上場単位ごとに行わなければならない。	現行と同じ。
45	入札の無効	・入札者・入札価格その他記載事項等が不明なもの、業務規程若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの、入札が無効の場合は、卸売業者は、開札の際、その事由を明示し、公表しなければならない。	現行と同じ。
46	落札等の決定の異議申出	・せり落し又は落札の決定に異議があるときは、せり人又は入札販売担当者の呼び上げ後、直ちに、せり人等に対して申し出なければならない。	現行と同じ。
47	指値その他の条件の届出等	・卸売業者は、受託物品に指値の条件がある場合は、当該受託物品にその旨を表示し、上場時に、その旨を呼び上げなければならない。	現行と同じ。
48	受託物品の卸売の条件の変更	・卸売業者は、指値その他の条件によっては受託物品の卸売をできないときは、その旨を委託者等に通知し、その指示を受けなければならない。	現行と同じ。
49	卸売業者の買受物品等の制限	・卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者に卸売をした生鮮食料品等の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。	現行と同じ。
50	卸売開始時刻前の卸売の禁止	・卸売業者は、卸売の開始の時刻前に卸売をしてはならない。	現行と同じ。
51	受領通知	・卸売業者は、受託物品を受領したときは、直ちに、委託者に当該受託物品の種類、数量、等級等を通知しなければならない。	現行と同じ。
52	受託者不明物品等の届出	・卸売業者は、委託者が不明な生鮮食料品等があるときは、直ちに、その品名、数量等を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。	現行と同じ。
53	保管の費用等の支払時期	・仲卸業者等が生鮮食料品等の引き取りを怠った場合の当該仲卸業者等が負担する保管費用等の支払時期は、その生鮮食料品等を引き取ったとき等とする。	現行と同じ。
54	仲卸業者の場外施設の届出	・仲卸業者は、主たる供給区域内において、生鮮食料品等の保管、配送等のための施設を設置するときは、知事に届け出なければならない。	現行と同じ。
55	帳票の保存	・卸売業者は、販売原票の原本及び売買仕切書の写し等を、仲卸業者は、売渡票をそれぞれ五年間、保存しなければならない。	現行と同じ。